

みなさまとともに 2021 新井しんきんの現況



ARAI SHINKIN REPORT 2021

 新井信用金庫



■新井信用金庫の現況

目 次

ごあいさつ	2
経営方針	3
事業運営の考え方	4
持続可能な社会を目指して	6
地域貢献・地元と共に	8
主な事業の内容	10
2020年度の事業概況	13
データで見る最近の業績	14
自己資本の充実の状況等	31
役職員の報酬体系	39
監査報告	40
地域密着型金融推進計画の進捗状況	42
地域金融円滑化の取組み	43
総代会制度	44
組織図・役員	45
当金庫の沿革	46
営業地域・店舗等のご案内	47
信用金庫の「中央金融機関」のご紹介	48
信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、 同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目	49



ごあいさつ

いよいよ夏の到来を迎え、会員の皆様には、益々ご清栄のことと、お慶び申し上げます。

ここに第73期の事業概況と決算についてご報告申し上げるに当り、平素当金庫の事業進展の為に、格別のご支援ご愛顧を賜り有難く、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「中小企業の健全な発展」、「豊かな家庭生活の実現」、「地域社会繁栄への奉仕」の基本理念のもと「経営基盤の充実強化」、「強靱な経営体質の構築」、「金融機能の強化」、「変革に対応し得る人材の育成」の事業基本方針のもと、令和2年度事業計画を策定し、推進を図ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染の拡大は、瞬く間に全世界へと広がっており、我々がかつて経験したことのない様相を呈しており、全世界的規模でこの感染防止対策に取り組んでいるところですが、終息や先行きの見通しも立たず、人との接触や往来が制限されることから新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済、世界景気に重くのしかかっている状況にあります。地方の経済も構造的な問題に加え、経済活動が大幅に制約され景気が大きく落ち込み、とりわけ地域経済を支える中小企業に一段と厳しく重くのしかかってきております。

当金庫は「行動から考動へ」「チーム力の発揮」をスローガンとしてお客様のニーズの変化や環境の変化にお応えしていく態勢の整備や更なる業務の改善、効率化を進めました。そして国連で決議されたSDGs（社会課題解決のための継続的な開発目標）の主旨は信用金庫の理念や目的にも近く、令和3年1月に努力目標を宣言致しました。しかしながら、人の往来やソーシャルディスタンス等の制約の中で計画していた行事はすべて中止せざるを得ない状況となり、大変残念なこととなりました。このような状況の中で新型コロナウイルス感染症対応資金による資金繰り支援の推進や、生活の安定支援の個人ローンに全力で取り組んでまいりましたが、一部でワクチンの接種が始まるなど先行きに明るい兆しは見られるものの、国内経済・地方経済がコロナ以前の水準にまで回復するには、まだ長い道のりを要するものと考えられ、当金庫は引き続きその支援に取り組んでまいります。

おかげ様で、当金庫は地域の皆様の力強い支援の下に、役職員一同精進を重ねてまいりました結果、期末残高で預金は1,121億円、貸出金は419億円とすることができました。一方、収益面ではコロナ禍の影響や低金利等運用難の中、経費の圧縮、効率化を図り、経営体質の一層の強化と資産の健全化に努め、当期純利益は131百万円となりました。自己資本比率は12.09%と高い比率を維持しており健全性においても高い信頼性を確保しております。

地域の中小企業の多くは構造的な問題を抱えている中で、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が大幅に制約され売上げは大きく落ち込んでいる状況であり、当金庫は引き続き取引先企業に寄り添いながら、ウィズコロナ・アフターコロナを生き抜くために、会員、お客様、そして地域が抱える課題の解決に向けて、そしてこれまで以上に地公体をはじめ各団体と連携を図り、事業回復に向けた経営改善、事業承継支援を強化し、信用金庫の使命役割を発揮していくべく、役職員一同更なる精進に努めてまいります。

何卒、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げまして、ご挨拶と致します。

令和3年7月

新井信用金庫

理事長 丸山利之

経営方針

■経営基本理念

○中小企業の健全な発展

○豊かな家庭生活の実現

○地域社会繁栄への奉仕

当金庫は「地域金融機関」としての認識のもとに、上記の使命を果たすべく努力を重ねてまいります。

■経営計画

1. 経営基盤の充実強化

2. 強靱な収益体質の構築

3. 金融機能の強化

4. 変革に対応しうる人材の育成

当金庫では、経営基本理念に基づき使命を果たしていく為に、経営計画を策定しております。現在の経営計画に於ける重点項目は上記の4つです。信用金庫の独自性、専門性を追求し、発揮しながら、地元の皆さまのご要望にきめ細かくお応えすることにより実現してまいります。

当金庫の事業運営の考え方

●リスク管理体制について

金融の自由化の進展に伴い、経営全般に亘りさまざまなリスクが生じ、金融機関にとって、リスク管理の徹底が重要課題となっております。こうした中で当金庫では、リスク全体を総合的に管理する体制の整備をめざし、基本方針、規程の整備、管理手法の研究、人材の養成等に取り組んでおります。又、万が一損失が発生した場合、それを最終的に吸収する役割を担う自己資本の充実に努めております。

資産の調達、運用については、金利の変動状況等調査把握し、ALM委員会で先行きの金利の見通し等検討し、資産・負債を総合的に管理することにより、一層の経営体質の強化、健全経営に努めております。

貸出資産の健全性を堅持するために審査部と管理部を充実強化し、常に融資の原則に基づいた運営ができるように、厳正な審査、管理体制をとっております。

尚、資産の査定については、管理部に資産査定課を設けると共に、資産査定委員会を独立組織し、資産の健全性堅持に万全を期しております。

又、監査室を設け、内部検査等を通じて事務レベルの向上、事故防止体制の確立を図ると共に、コンプライアンス体制が有効に機能しているか、統合的なリスク管理体制が適切かつ有効であるか等検討し指導することにより経営の健全化に努めております。

●法令遵守体制について

当金庫は信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めていますが、特に法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない公正な業務運営に努めております。

法令遵守の体制として、総務部内に倫理・法務室を設けると共に、コンプライアンス委員会を組織しコンプライアンス基本綱領、マニュアル・プログラム等整備し、監査室とも連携しながら定期的にチェックして徹底を図っております。

●貸出運営についての考え方

貸出運営については、「地元からお預かりした資金は、地元へ安定供給する。」という社会的使命を基本に、地元中小企業や個人から地方公共団体まで地域の幅広い資金ニーズに迅速、的確にお応えし、地域金融の円滑化に努めております。特に地域経済の発展と活性化を図るべく、資金需要に対しては積極的に対応しております。又、地域のさまざまな情報を収集しながら安易な大口融資を避け、特定業種や特定先に偏ることのない小口多数取引を中心に、お客様の立場に立った健全な資金需要を提案し、お客様の信頼にお応えしていきたいと考えております。

●金融商品に関する勧誘方針

当金庫では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択、購入は、お客様ご自身の判断によってお決め頂きます。その際、当金庫では、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実、公正な勧誘を心がけ、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前8時から午後8時までといたします。ただし、事前にお客様からのご了解を頂いている場合をのぞきます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

当金庫の事業運営の考え方

●反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

●金融 A D R 制度への対応

・苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時から17時）に営業店（電話番号は44ページ参照）または下記本店営業部にお申し出ください。

・紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に下記本店営業部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等や、新潟弁護士会示談あっせんセンター（電話：025-222-5533）にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば東京以外の弁護士会において、東京以外の弁護士とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫本店営業部」にお尋ねください。

【苦情・個人情報に関する相談窓口】

新井信用金庫 本店営業部

住 所：〒944-8601 新潟県妙高市栄町2番3号

電話番号：0255-72-3101 FAX：0255-73-7158

Eメール：araisk@crocus.ocn.ne.jp

持続可能な地域社会を目指して

新井信用金庫 SDGs 宣言

新井信用金庫は、経営基本理念「中小企業の健全な発展」「豊かな家庭生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」のもと、地域金融機関としての事業活動を通じ、①地域経済の発展 ②地域社会への貢献・人材育成 ③地域環境の保全 の3つを重点課題とし、新井信用金庫行動綱領および新井信用金庫行動綱領細則に基づき、信用金庫の独自性、専門性を追求し、発揮しながら、地元の皆さまのご要望にきめ細かくお応えすることにより持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組んでまいります。

2021年1月4日
新井信用金庫



SDGs「持続可能な開発目標」

2015年9月の国連サミットで採択された目標です。



3つの基本方針

新井信用金庫 SDGs 基本方針

1. 地域経済の発展のために

当金庫は、「創業支援」「事業承継」「販路拡大」「成長支援」や「人材確保」など、信用金庫のネットワークを最大限に活用し、あらゆる課題解決に努めます。また、持続可能な社会の実現を支えるために必要な、利便性が高く安全な各種決済サービスの提供の一層の充実を図るべく努力を重ねてまいります。



2. 地域社会への貢献・人材育成のために

当金庫は、全役職員が地域の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献し豊かな家庭生活の実現や地域社会繁栄への奉仕を実現するなかで、事業活動を行なってまいります。また、利便性の高い教育資金の商品揃えを行い、教育機会の確保に努めてまいります。



3. 地域環境の保全のために

当金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組んでまいります。



地域貢献・地元と共に

新井信用金庫と地域社会 ～地域社会の活性化をめざして～

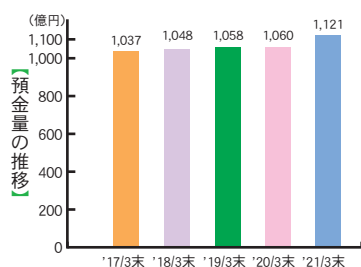
■当金庫の地域経済活性化への取組について

当金庫は、地元の中小企業者や、住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

★お客様の預金について★

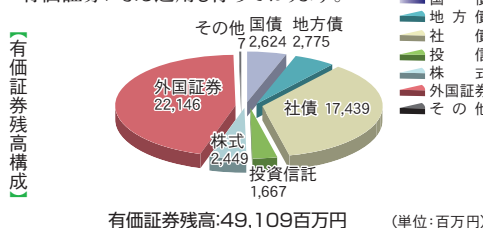
当金庫の令和3年3月末の預金積金残高は1,121億円です。お客さまからお預かりした大切な証であります。

お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。なお、取扱っている商品については、9～11ページをご覧ください。



★ご融資以外の運用について★

当金庫はお客様の預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。



新井信用金庫

預金積金／出資金(会員数 7,515 人、出資金残高【204 百万円】)

当金庫の営業エリアは新潟県の南端に位置し、隣接する長野県の一部を含め4市1町からなり妙高市に本店を置いております。営業店は新井・頸南地域を中心に本店を含め12店舗を展開しております。(44ページをご覧ください。)

★今期の決算について★

令和2年度の決算では、お陰さまで皆様方の力強いご支援のもとに役職員一同精進を重ねてまいりました結果、預金積金では、期末残高1,121億円、貸出金では419億円とすることができました。収益面では、資金需要の低迷や、運用難のなか、合理化、効率化を図り、経営体質の一層の強化と資産の健全化に努め、業務純益37百万円を確保し、不良債権に対する償却・引当に万全を期し、経常利益は138百万円、当金純利益131百万円となりました。また、金融機関の健全性を示す自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る12.09%となっています。

お客様／会員

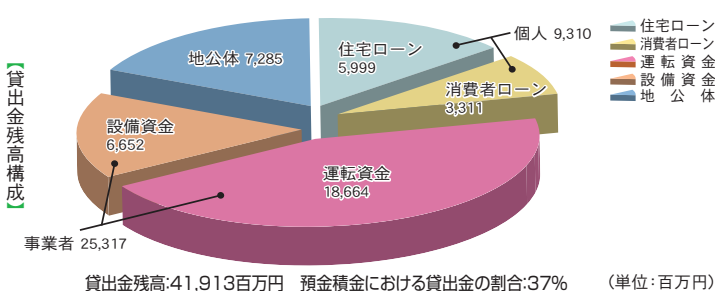
ご融資／支援サービス

★地域のお客様へのご融資について★

当金庫では、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

【貸出の運営方法】

- ①地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
- ②大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用いただける様に徹底し、信用リスクを分散いたします。
- ③業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。



貸出金残高:41,913百万円 預金積金における貸出金の割合:37% (単位: 百万円)

★中小企業の経営の改善及び地域の活性化の為の取組の状況★

- ①地域企業を支援するため、「経営改善支援室」が支店と協力して訪問やコンサルティングを行って、お客様の身近なパートナーとして「経営相談」や「経営改善計画」に基づいた経営支援に取り組んでおります。
- ②金融円滑化法の期限到来後においても従前と変わらず「地域金融円滑化の基本方針」のもと、地域のお客様への安定した資金供給は当金庫の重要な社会的使命であると認識し、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握し、これまでと同様にその改善に真摯に取り組んでおります。
- ③「上越地域連携プラットフォーム」に参加しており、創業・新規事業に向け無担保で第三者保証不要の創業サポートローン、ビジネスサポートローン、地域協調サポートローンなどと商工会議所・商工会との連携による経営改善や創業資金の融資の取扱により、中小企業の支援に努めております。
- ④日本政策金融公庫・地元地公体・地元団体と連携し、地域振興、地域の活性化への取組みも行っております。
- ⑤「新井信金ビジネスクラブ」「若手経営者新信会」を組織し、情報の提供、勉強会、セミナー、優良企業視察、商談会などを通じて様々なサービスの提供をしております。
- ⑥北陸新幹線開業後の交流人口増加にむけての取組みや対策の提案を行っております。

●懸賞金付定期預金「よろこび」抽選会

令和2年10月16日、令和元年11月1日～令和2年3月31日に募集した第51回懸賞金付定期預金「よろこび」の抽選会を本店ホールにて厳正に行いました。



●新井小学校職場見学・体験学習

令和2年11月13日、新井小学校の6年生が職場見学・体験学習に来庫されました。信用金庫の業務内容を説明するほか、お金の価値や経済環境について学んでいただきました。

●SDGs 宣言

令和3年1月4日、「新井信用金庫SDGs宣言」を行いました。経営基本理念を基に、3つの重点課題解決に向けて、基本指針と具体的な行動計画を発表しました。



●新井中学校から図書寄贈のお礼の寄せ書き

令和3年2月24日、新井中学校の生徒さんから図書寄贈に対するお礼の寄せ書きをいただきました。

主な預金のご案内

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。

○ 総合口座

貯める、使う、借りるが一冊の通帳で全てかなう便利な仕組みです。普通預金に定期預金をセットしておけばイザというとき定期預金の90%、最高300万円まで自動融資が受けられます。暮らしの安心がぐんとアップします。

○ 普通預金

お手元に現金を置くのは無用心。出し入れ自由。自動支払、自動受取などにお気軽にご利用いただけます。

※決済用普通預金

無利息ですが全額保護（恒久措置）されます。

○ 貯蓄貯金

口座開設時の預入額が10万円以上で金利は階層別に10万円未満、10万円以上、30万円以上、50万円以上、100万円以上で適用します。

普通預金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いもしています。

利殖と貯蓄に便利です。

○ 定期預金

■ スーパー定期預金

おなじみの1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年コースがあります。

満期日指定コースも1カ月超5年末満までになり、ますます便利にご利用いただけます。身近な金額からはじめられる自由金利プランです。ライフステージにあわせてお預け入れください。

■ 変動金利定期預金

6カ月ごとに金利が変更される預金です。身近な額からスタートできる便利で頼もしいプランです。当金庫の設定する金利でタイムリーな運用をどうぞ。「単利型」と「複利型」がございます。

■ 懸賞金付定期預金「よろこび」

スーパー定期(10万円以上300万円以下)の1年ものの自動継続です。定期預金10万円につき1本の懸賞金抽選権が付きます。

■ 年金優遇定期預金「ふくふく」

当金庫で年金をお受取りになっているお客様と新たに当金庫で年金受取を開始されるお客様が対象です。スーパー定期1年もので、預入限度額はお一人様200万円までです。店頭表示金利プラス0.30%。

(令和3年6月末日現在)

■ 相続定期預金

相続手続完了後1年以内に相続により取得した資金をお預けいただける個人のお客様が対象です。100万円以上、相続金額の範囲内。スーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示金利プラス0.20%。

(令和3年6月末日現在)

○ 財形貯蓄

働く皆さまの財産づくりの決定版。積立金はお給料やボーナスから天引預入されますから、確実にまとまったお金を貯めることができます。財形年金預金、財形住宅預金は両貯蓄の元本合算で550万円まで非課税の特典が生かれます。

○ 定期積金

結婚、教育、住宅、旅行など目標に向けてコツコツ積立て満期日には、まとまったお金が受けとれる〈しんきん〉独自の計画貯蓄のエースです。

○ 当座預金

能率的で安全第一です。

お取引にはお忙しい皆様にかわって〈新井しんきん〉の小切手、手形がご利用いただけます。

○ 通知預金

7日以上ご入用のないまとまったお金の一時預け入れに有利です。

5,000円からお預かりし、お引き出しの2日前にお知らせいただく預金です。

○ 納税準備預金

税金のお支払いに備える預金で預金利息は非課税です。税金納付以外の払出しについては非課税扱いには受けられません。

○ 預金保険制度（平成17年4月から）

■ 決済用預金 全額保護（恒久措置）[当座預金・決済用普通預金] 等

■ 一般預金 合算して元本1,000万円までとその利息等を保護[利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・貯蓄預金・通知預金・納税準備預金] 等

■ 保護の対象外 [外貨預金] 等

主な事業の内容

充実のラインアップ

事業資金融資のご案内

割引手形、手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

◇ 商業手形割引

一般商業手形の割引をいたします。

◇ 手形貸付

仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。

◇ 証書貸付

設備資金など長期資金が必要な時にご融資いたします。

◇ 事業者カードローン

事業に必要な設備資金、運転資金をスピーディーにご用立てする便利なカードです。

主なローンのご案内

◇ 住宅ローン

住宅の購入・新築・増改築・住宅用土地・マンションのご購入にご利用いただけます。35年以内

◇ 教育ローン

高校以上に進学するお子様の学資資金としてご利用いただけます。

1,000万円以内 10年以内

◇ カーライフローン

新車は勿論、中古車の購入、車検・保険費用、修理費用、車庫の建築・購入修理など全般にわたってご利用いただけます。

1,000万円以内 10年以内

◇ 一般個人ローン

より豊かなライフプランづくりや健康で文化的な生活を営むために必要な資金等、多目的にご利用いただけます。

500万円以内 10年以内

◇ ときめきローン

使いみち自由なフリーローン。(おまとめ資金・事業性資金も可)

500万円以内 10年以内

◇ 無担保住宅ローン

不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、住宅ローン借替資金、リフォーム資金等にご利用いただけます。

1,000万円以内 20年以内

◇ カードローン

カード一枚で必要なとき、いつでも簡単にご利用いただけます。

定期返済リボルビング方式で、30万円型・50万円型・100万円型と残高スライド定額リボルビング方式で、50万円型・100万円型・200万円型・300万円型・400万円型・500万円型があります。

内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

外国送金及び外貨預金の取次業務を行っております。外国通貨の両替業務も行っております。

附 帯 業 務

- ・ 日本銀行歳入代理店
- ・ 地方公共団体の公金取扱業務
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構等の代理店業務
- ・ 信金中金等の代理貸付業務
- ・ 株式払込の受入業務
- ・ 保護預り及び貸金庫業務
- ・ 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
- ・ 信金中金外貨定期預金の窓口販売
- ・ 保険の窓口販売
- ・ 国民年金基金加入申出受付業務
- ・ 確定拠出年金受付業務（取次）
- ・ スポーツ振興くじ当選金払戻業務

便利なサービスと楽しいサークルのご案内

○ しんきんキャッシュカード

全国各地の信用金庫の店舗や現金自動預払機（約13万台）でお支払いやお預入が出来る便利なカードです。ゆうちょ銀行やセブン銀行との提携により一層便利になりました。

○ しんきんVISAカード

国内外3,000万店、世界200カ国でのお買物はこのカード一枚でOK。

あなたの預金口座から25日～55日の後払いで自動的に支払われる便利なカードです。

○ しんきんテレホンバンキング

お客様が専用のフリーダイヤルに電話することで、残高照会や入金、口座振り込み、振り替えなどに応じるサービスです。

○ しんきんインターネットバンキング

インターネットを利用して、ご自宅のパソコンから振込、振替、残高照会、取引明細照会などができます。

○ 休日ローン相談サービス

- ・第3日曜日に南支店にて住宅資金、カーライフローン、カードローン、教育ローン等の相談室をオープンしています。
- ・土曜、祝日には電話で各種ローンの相談にお応えいたします。

○ しんきんの自動支払いサービス

公共料金や税金など月々のきまったお支払いは自動振替で、又定額の振替や送金には定額自動送金制度が便利です。 簡単な一度の手続きでOK。

○ しんきんメールオーダーサービス

郵送でカンタンに普通預金、総合口座の開設、公共料金の自動振替ができる便利なサービスです。

○ しんきん通帳アプリサービス

簡単な手続きで、スマートフォンからお気軽にいつでも、どこでも通帳の入出金明細や残高を確認することができる、大変便利なサービスです。

○ 経営相談室

経営者の皆様に色々なお悩み事にお応えできるよう日々、努力しております。

意欲あふれる経営者の方々の「経営相談の場」を設けさせていただきました。

「財務」「法務」「経営戦略立案」「不動産活用」等専門のコンサルタントが無料でお応えいたします。

○ 年金相談室

わかっているようでわからない年金…。

専門の年金相談員がお一人お一人ていねいにわかり易く納得のいくまで、ご相談に応じます。

毎月 1 回第三水曜日。

◇ 新井しんきん年金友の会

新井信用金庫に年金振込口座を指定することが加入の条件。

年金振込指定のお客様のお誕生月にプレゼントをお贈りいたします。

◇ 白ゆり信友会

主婦等女性中心のサークルで毎年6・7月に一泊旅行、10月に洋食マナーの講習会が行われます。

暮れには「奥様便利帳」家計簿が無料配布されます。白ゆり定積 5,000円以上 3年加入。

◇ 新井しんきん若手経営者新信会

若手経営者の親睦と研鑽の会で研修会、講演会、親睦旅行等の行事に参加できます。入会資格55才未満の経営者で新信会定積10,000円以上3年以上加入、年会費 5,000円。

◇ 新井しんきんビジネスクラブ（ABC）

全国140余の金融機関と日本最大のコンサルティンググループのネットワークで、どんなご相談にもお答えします。

企業経営やご商売に関することなら、ちょっとしたことから専門的なことまで、どんな調査、相談にも応じます。年会費32,400円(税込)。

2020年度の事業概況

■預金積金の状況

預金積金については、懸賞金付定期預金「よろこび」、定期積金の「がんばる家族」「信ちゃん積金」等を取扱い、地域の皆様方への一層の金融サービスの提供に努めてまいりました。その結果、預金積金は期末残高で6,123百万円増加の112,195百万円、平均残高で3,848百万円増加の112,325百万円となりました。

■貸出金の状況

貸出金については、コロナ渦の厳しい経済環境の中、地元事業所の資金繰り支援のため、「新型コロナウイルス感染症対応資金」を中心に積極的に資金繰りの支援活動に取り組みました。また、個人取引先においては、「住宅ローン」「カーライフプラン」「教育ローン」「ときめきローン」「カードローン」等の各種ローンの推進を図り、地域の皆様方の資金需要に積極的に対応してまいりました。その結果、貸出金は期末残高で957百万円増加の41,913百万円増加となり、平均残高では2,024百万円増加の41,432百万円となりました。

■損益の状況

損益については、資金需要の低迷や、低金利等、運用難の中、一段の合理化、効率化を図り、経営体質の強化と資産の健全化に万全を期して取り組んできた結果、業務純益は37百万円を確保しました。経常利益138百万円、当期純利益131百万円となりました。また、健全性を示す自己資本比率は12.09%と高い水準を確保しています。



データで見る最近の業績

■主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

決算期 主要項目	(69期) 2016年度	(70期) 2017年度	(71期) 2018年度	(72期) 2019年度	(73期) 2020年度
自 己 資 本 (純 資 産 額)	6,618	6,609	6,280	5,619	6,788
預 金 積 金 残 高	103,729	104,847	105,864	106,071	112,195
貸 出 金 残 高	40,843	40,487	39,496	40,956	41,913
有 価 証 券 残 高	47,079	46,432	46,378	46,985	49,109
総 資 産 額	110,713	111,827	112,459	111,989	119,447
経 常 収 益	1,574	1,695	1,487	1,853	1,949
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	326	301	△ 330	444	138
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	106	98	△ 402	128	131
単体自己資本比率 (%)	15.93	15.13	13.69	12.93	12.09

(単位：百万円)

出 資 金 総 額	201	202	203	204	204
出資金総口数 (千口)	402	404	407	409	408
出資に対する配当金	6	6	6	4	4
職 員 数 (人)	120	112	108	100	95

● 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度		2019 年度	2020 年度
流 動 性 預 金		29,661	34,935
	うち有利息預金	25,423	29,557
定 期 性 預 金		78,512	77,118
	うち固定金利定期預金	71,352	70,467
	うち変動金利定期預金	3	4
そ の 他 の 預 金		302	271
計		108,476	112,325
譲 渡 性 預 金		—	—
合 計		108,476	112,325

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. その他の預金 = 別段預金 + 納税準備預金

● 定期預金残高

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度		2019 年度	2020 年度
定 期 預 金		67,924	68,129
	固定金利定期預金	67,919	68,125
	変動金利定期預金	4	4

■ 貸出金平均残高及び固定・変動金利区分別貸出残高

貸出金平均残高

(単位：百万円)

年 度 区 分	2019年度	2020年度
割引手形	215	181
手形貸付	5,852	5,223
証書貸付	31,666	34,591
当座貸越	1,674	1,436
合 計	39,408	41,432

貸出金残高

(単位：百万円)

年 度 区 分	2019年度	2020年度
固定金利貸出	33,018	33,710
変動金利貸出	7,938	8,203
合 計	40,956	41,913

■ 貸出金担保別残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

年 度 区 分	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	944	788
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	5,920	6,209
そ の 他	244	196
小 計	7,109	7,194
信用保証協会・ 信 用 保 険	8,962	10,954
保 証	1,475	1,386
信 用	23,408	22,378
合 計	40,956	41,913

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

年 度 区 分	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	29	27
そ の 他	—	—
小 計	29	27
信用保証協会・ 信 用 保 険	23	22
保 証	0	0
信 用	2	1
合 計	56	50

■ 貸出金使途別内訳

(単位：百万円・%)

年 度 区 分	2019年度		2020年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
運 転 資 金	28,703	70.1	29,261	69.8
設 備 資 金	12,252	29.9	12,652	30.2
合 計	40,956	100.0	41,913	100.0

■貸出金業種別内訳

(単位：先. 百万円. %)

区 分 \ 年 度	2019 年度			2020 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	37	1,521	3.7	32	1,250	2.9
農 業、林 業	8	115	0.3	9	117	0.2
漁 業	1	0	0.0	—	—	—
建 設 業	152	3,550	8.7	154	3,683	8.7
電気、ガス、水道、熱供給業	2	4	0.0	2	4	0.0
情 報 通 信 業	2	209	0.5	2	214	0.5
運 輸 業、郵 便 業	7	465	1.1	7	512	1.2
卸 売 業、小 売 業	96	3,081	7.5	98	3,261	7.7
金 融 業、保 険 業	17	6,792	16.6	19	7,592	18.1
不 動 産 業	28	2,281	5.6	32	3,265	7.7
物 品 賃 貸 業	1	0	0.0	1	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	5	220	0.5	7	199	0.4
宿 泊 業	54	3,588	8.8	52	3,115	7.4
飲 食 業	24	239	0.6	28	316	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	11	168	0.4	9	197	0.4
教育、学習支援業	4	58	0.1	2	58	0.1
医 療、福 祉	20	1,386	3.4	20	715	1.7
その他のサービス業	48	518	1.3	45	811	1.9
小 計	517	24,204	59.1	519	25,317	60.4
地 方 公 共 団 体	4	7,341	17.9	4	7,285	17.3
個 人	2,773	9,410	23.0	2,636	9,310	22.2
合 計	3,294	40,956	100.0	3,159	41,913	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分 \ 年 度	2019 年度		2020 年度	
	期 末		期 末	
預貸率	期 末	38.61	期 末	37.35
	期中平均	36.32	期中平均	36.88

(注) 預貸率 = 貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

● 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円、%)

区 分 \ 年 度	2019 年度	2020 年度
資 金 運 用 収 支	1,273,313	1,415,528
資金運用収益	1,297,735	1,435,366
資金調達費用	24,421	19,838
役 務 取 引 等 収 支	62,671	62,548
役務取引等収益	147,658	147,871
役務取引等費用	84,987	85,323
そ の 他 業 務 収 支	△ 27,935	△ 470,632
その他業務収益	11,657	37,045
その他業務費用	39,593	507,678
業 務 粗 利 益	1,308,050	1,007,445
業 務 粗 利 益 率	1.15	0.86

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しておりますが、2019年度、2020年度の残高はありませんでした。
 2. 業務粗利益率＝業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

● 業務純益

(単位：千円、%)

区 分 \ 年 度	2019 年度	2020 年度
業 務 純 益	222,048	37,273
実 質 業 務 純 益	242,102	△ 27,298
コ ア 業 務 純 益	275,436	450,209
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	211,340	260,981

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含めないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
 2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、
 国債等債券償却を通算した損益です。

● 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回り

区 分	年 度	平均残高(百万円)		利 息(千円)		利回り(%)	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
資 金 運 用 勘 定	資 金 運 用 勘 定	113,336	117,056	1,297,735	1,435,366	1.14	1.22
	う ち 貸 出 金	39,408	41,432	665,132	654,331	1.68	1.57
	う ち 預 け 金	26,788	27,492	20,799	19,076	0.07	0.06
	うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
	うち有価証券	46,640	47,633	599,415	749,572	1.28	1.57
資 金 調 達 勘 定	資 金 調 達 勘 定	108,502	112,353	24,421	19,838	0.02	0.01
	う ち 預 金 積 金	108,476	112,325	24,290	19,699	0.02	0.01
	うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	う ち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しておりますが、2019年度、2020年度の残高はそれぞれありませんでした。

● 総 資 金 利 鞘

(単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
資 金 運 用 利 回	1.14	1.22
資 金 調 達 原 価 率	0.99	0.94
総 資 金 利 鞘	0.15	0.28

● 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	年 度	2019年度			2020年度		
		残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	受 取 利 息	△ 1,465	46,860	45,394	52,590	85,041	137,631
	う ち 貸 出 金	2,192	△ 40,971	△ 38,778	39,307	△ 50,108	△ 10,801
	う ち 預 け 金	3,527	—	3,527	388	△ 2,111	△ 1,723
	うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
	うち有価証券	△ 7,185	87,831	80,646	12,895	137,261	150,156
支 払 利 息	支 払 利 息	3,185	—	3,185	359	△ 4,942	△ 4,583
	う ち 預 金 積 金	3,186	—	3,186	350	△ 4,942	△ 4,591
	うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	う ち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

● 総資産利益率

(単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.38	0.11
総資産当期純利益率	0.11	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

■有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分		2019 年度		2020 年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,634	1,596	2,624	1,725
	小 計	1,634	1,596	2,624	1,725
地 方 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,150	2,088	2,775	2,352
	小 計	2,150	2,088	2,775	2,352
公 社 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	733	987	671	690
	小 計	733	987	671	690
金 融 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,601	3,824	199	1,470
	小 計	2,601	3,824	199	1,470
事 業 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	14,214	13,070	16,567	15,561
	小 計	14,214	13,070	16,567	15,561
株 式	その他の目的	2,025	2,387	2,449	2,172
	小 計	2,025	2,387	2,449	2,172
外 国 証 券	満期保有目的	9,101	9,300	10,700	10,088
	その他の目的	10,634	8,657	11,446	11,442
	小 計	19,735	17,958	22,146	21,531
その他の証券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	3,889	4,726	1,674	2,129
	小 計	3,889	4,726	1,674	2,129
計	満期保有目的	9,101	9,300	10,700	10,088
	その他の目的	37,883	37,339	38,409	37,544
	合 計	46,985	46,640	49,109	47,633

■預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分		2019 年度	2020 年度
預証率	期 末	44.29	43.77
	期中平均	42.99	42.40

(注) 預証率 = 有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

■金 銭 の 信 託

該当する取引はありません。

■ 有 価 証 券

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2019 年度			2020 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	800	853	53	4,400	4,561	161
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	8,301	7,245	△ 1,055	6,300	6,066	△ 233
合 計		9,101	8,099	△ 1,001	10,700	10,627	△ 72

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2019 年度			2020 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	877	758	119	1,376	1,081	295
	債 券	16,281	16,016	264	18,963	18,609	353
	国 債	1,634	1,597	36	2,122	2,098	24
	地方債	2,150	2,014	136	1,980	1,862	118
	社 債	12,496	12,405	91	14,860	14,648	211
	外国証券	4,011	3,960	51	6,224	6,062	161
	その他	2,772	2,700	72	1,092	907	185
	小 計	23,943	23,435	507	27,656	26,660	995
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,130	1,495	△ 364	1,056	1,160	△ 103
	債 券	5,053	5,220	△ 167	3,875	3,915	△ 39
	国 債	—	—	—	502	502	△ 0
	地方債	—	—	—	794	797	△ 3
	社 債	5,053	5,220	△ 167	2,579	2,615	△ 36
	外国証券	6,622	7,031	△ 408	5,222	5,333	△ 111
	その他	1,116	1,202	△ 85	582	600	△ 17
	小 計	13,923	14,950	△ 1,027	10,737	11,009	△ 272
合 計		37,866	38,385	△ 519	38,393	37,670	723

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
その他有価証券	17	15
非上場株式	17	15
その他の証券	—	—

4. 有価証券の残存期間別残高（貸借対照表計上額）

(単位：百万円)

区 分	残存期間	1 年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債		—	—	1,634	—	—	—	—	1,634
地 方 債		161	322	322	322	484	535	—	2,150
社 債		3,159	4,024	4,050	854	1,250	4,208	—	17,549
株 式		—	—	—	—	—	—	2,025	2,025
外国証券		1,201	601	2,612	2,819	3,017	8,488	994	19,735
その他の証券		—	—	574	2,749	393	—	172	3,889
合 計		4,522	4,949	9,194	6,746	5,146	13,233	3,192	46,985

区 分	残存期間	1 年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債		—	1,619	—	—	—	1,004	—	2,624
地 方 債		189	404	404	404	606	766	—	2,775
社 債		2,760	2,051	1,202	1,174	1,821	8,430	—	17,439
株 式		—	—	—	—	—	—	2,449	2,449
外国証券		—	3,106	2,524	4,475	1,707	8,661	1,671	22,146
その他の証券		—	—	397	227	1,042	—	7	1,674
合 計		2,949	7,181	4,529	6,281	5,177	18,862	4,128	49,109

●貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	第 7 2 期 (2020年3月31日現在)	第 7 3 期 (2021年3月31日現在)		第 7 2 期 (2020年3月31日現在)	第 7 3 期 (2021年3月31日現在)
現 金	2,635,523	2,539,744	預 金 積 金	106,071,531	112,195,231
預 け 金	21,622,412	25,704,164	当 座 預 金	1,158,859	1,477,322
有 価 証 券	46,985,224	49,109,693	普 通 預 金	29,804,697	34,410,145
国 債	1,634,100	2,624,440	貯 蓄 預 金	183,170	194,319
地 方 債	2,150,634	2,775,003	通 知 預 金	—	—
社 債	17,549,396	17,439,399	別 段 預 金	949,077	525,141
株 式	2,025,963	2,449,398	納税準備預金	15,080	12,399
投資信託	3,882,218	1,667,579	定 期 預 金	67,924,122	68,129,712
外国証券	19,735,871	22,146,500	定 期 積 金	6,036,523	7,446,191
その他の証券	7,040	7,371	借 用 金	—	—
貸 出 金	40,956,643	41,913,974	そ の 他 負 債	111,017	117,257
割引手形	219,248	184,652	退職給付引当金	56,979	32,583
手形貸付	5,905,912	5,036,507	役員退職慰労引当金	52,646	62,700
証書貸付	33,050,291	35,195,631	その他の引当金	21,288	22,007
当座貸越	1,781,190	1,497,183	繰延税金負債	—	177,970
その他の資産	720,302	764,884	債 務 保 証	56,602	50,981
有形固定資産	351,354	358,572	負債の部合計	106,370,066	112,658,732
無形固定資産	12,915	12,915	出 資 金	204,653	204,195
繰延税金資産	11,939	—	普通出資金	204,653	204,195
債務保証見返	56,602	50,981	利 益 剰 余 金	5,934,037	6,061,562
貸倒引当金	△ 1,363,446	△ 1,007,311	利益準備金	202,486	204,653
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,216,679)	(△ 925,117)	その他利益剰余金	5,731,551	5,856,909
			特別積立金	5,538,380	5,658,380
			未処分剰余金 (又は当期未処理損失金)	193,170	198,529
			当期純利益 (又は当期純損失)	128,148	131,608
			会 員 勘 定 合 計	6,138,690	6,265,757
			その他有価証券評価差額金	△ 519,283	523,129
			純資産の部合計	5,619,407	6,788,887
資産の部合計	111,989,473	119,447,619	負債及び純資産の部合計	111,989,473	119,447,619

- 建物 10 年～50 年 その他 3 年～20 年

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来

最 近 の 業 績

の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

13. 理事及び監事に対する金銭債権総額は1百万円であります。

14. 有形固定資産の減価償却累計額は1,464百万円であります。

15. 貸出金のうち、破綻先債権額は100百万円、延滞債権額は1,430百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は72百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,603百万円であります。

なお、15. から 18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は184百万円であります。

20. 為替決済取引の担保として信金中金定期預金3,800百万円を、日銀共通担保貸出及び歳入代理店の担保として有価証券505百万円を、また、妙高市出納事務取扱の保証金として現金2百万円を、上越市公金収納事務取扱の保証金として現金1百万円を、上越市ガス水道事業事務取扱の保証金として現金10万円、糸魚川市公営企業保証金として現金10万円をそれぞれ差し入れております。

21. 出資1口当たりの純資産額は、16,623円54銭であります。

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動等による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する主な金融資産は、貸出金、有価証券、預け金です。

貸出金は、主として事業地区内のお客様に運転資金や設備資金としてご利用頂いております。有価証券は、主に債券や株式等であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。預け金は、定期預金が大半であり、その他は資金決済用の普通預金等であります。

これらは、それぞれ信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主にお客様からの預金積金であり、流動性リスク、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸出金に関する諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか審査部により行われ、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部市場リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画部市場リスク管理課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会へ報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクについて定期的に為替感応度を把握し、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理規程に従い行われております。

このうち、経理部が行う市場運用については企画部市場リスク管理課が、事前審査、投資限度の確認のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資対象先の経営環境や財務状況などを定期的にモニタリングしています。

これらの情報は企画部市場リスク管理課を通じ、ALM委員会へ定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価【または経済価値】」は、3,758百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。（時価等の算定方法については（注1）参照。）なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	25,704	25,724	20
(2) 有価証券	49,094	49,021	△72
満期保有目的の債券	10,700	10,627	△72
その他有価証券	38,393	38,393	—
(3) 貸出金（※1）	41,913		
貸倒引当金（※2）	△1,007		
	40,906	42,035	1,128
金融資産計	115,704	116,781	1,076
(1) 預金積金（※1）	112,195	112,219	24
金融負債計	112,195	112,219	24

（※1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の金額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を残存期間に基づく区分ごとに市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

その割引率は、残存期間に基づく区分ごとに市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*)	15

(*) 非上場株式のうち、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	8,041	6,500	—	—
有価証券	3,055	10,525	10,288	22,251
満期保有目的の債券	300	1,300	1,800	7,300
その他有価証券のうち満期のあるもの	2,755	9,225	8,488	14,951
貸出金 (*)	9,643	12,210	11,654	6,055
金融資産計	20,739	29,235	21,943	28,307

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*)	69,250	6,083	10	38
金融負債計	69,250	6,083	10	38

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国債券	4,400	4,561	161
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国債券	6,300	6,066	△233
合 計		10,700	10,627	△72

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,376	1,081	295
	債 券	18,963	18,609	353
	国 債	2,122	2,089	24
	地 方 債	1,980	1,862	118
	社 債	14,860	14,648	211
	外国債券	6,244	6,062	161
	そ の 他	1,092	907	185
	小 計	27,656	26,660	995
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,056	1,160	△103
	債 券	3,875	3,915	△39
	国 債	502	502	△0
	地 方 債	794	797	△3
	社 債	2,579	2,615	△36
	外国債券	5,222	5,333	△111
	そ の 他	582	600	△17
	小 計	10,737	11,009	△272
合 計		38,393	37,670	△723

(注) 上記には時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	840	324	78
債 券	2,904	28	496
社 債	2,904	28	496
合 計	3,745	352	575

27. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は1百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価を5割以上下回った場合と定めており、時価が取得原価を3割以上下回った場合には、回復する見込みがないものについて減損処理を行うこととしております。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,239百万円であります。なお、これらの契約には、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。さらに、これらの契約のうち、カードローンについては全額保証会社の保証付、総合口座については全額定期預金担保となっており、その他の当座貸越については必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	15 百万円
貸倒引当金	595
役員退職慰労引当金	17
退職給付引当金	9
減価償却超過額及び減損損失	36
貸出金未収利息	4
資産除去債務	2
睡眠預金払戻損失引当金	5
その他	1
繰延税金資産小計	688
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 14
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 651
評価性引当額小計	△ 665
繰延税金資産合計	22
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	200
繰延税金負債合計	200
繰延税金負債の純額	177



最近の業績

● 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
	第 72 期 〔 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日 〕	第 73 期 〔 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日 〕
経常収入	1,853,570	1,949,366
経常支出	1,297,735	1,435,366
経常利益	665,132	654,331
経常利益の税引	20,799	19,076
経常利益の税引後	599,415	749,572
経常利益の税引後の配当	12,387	12,387
経常利益の税引後の配当後	147,658	147,871
経常利益の税引後の配当後の繰上	66,447	64,355
経常利益の税引後の配当後の繰上後	81,211	83,515
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上	11,657	37,045
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後	5,770	28,488
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上	5,887	8,557
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後	396,519	329,081
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	4,083	2,331
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	391,566	324,101
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	869	2,649
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	1,409,045	1,811,190
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	24,421	19,838
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	23,208	18,716
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	1,082	982
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	130	138
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	84,987	85,323
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	23,567	22,141
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	61,419	63,181
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	39,593	507,678
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	—	496,296
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	39,104	9,700
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	483	1,581
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	5	100
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	1,059,543	1,044,797
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	724,873	701,055
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	315,319	322,867
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	19,350	20,874
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	200,500	153,553
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	71,500	61,262
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	13,441	8,958
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	78,994	78,770
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	—	1,665
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	36,564	2,896
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	444,524	138,175
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	—	—
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	0	15,935
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	0	350
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	—	15,585
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	444,524	122,239
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	1,146	1,146
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	315,230	△ 10,514
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	316,376	△ 9,368
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	128,148	131,608
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上	65,022	66,920
経常利益の税引後の配当後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後の繰上後	193,170	198,529

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額は322円33銭であります。

● 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第 72 期 (2020年3月末)	第 73 期 (2021年3月末)
当 期 未 処 分 剰 余 金	193,170,652	198,529,099
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	65,022,575	66,920,993
当期純利益 (又は当期純損失)	128,148,077	131,608,106
特 別 積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	126,249,659	133,619,340
利 益 準 備 金	2,166,500	△ 458,000
出 資 配 当 金	(年2%) 4,083,159	(年2%) 4,077,340
特 別 積 立 金	120,000,000	130,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	66,920,993	64,909,759

● リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	2019 年度	2020 年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	116	100
延 滞 債 権 額 (B)	1,855	1,430
合 計 (C) = (A) + (B)	1,971	1,531
担 保 ・ 保 証 額 (D)	755	623
回収に懸念がある債権額(E) = (C) - (D)	1,215	907
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	1,215	907
同引当率 (G) = (F) / (E)	100.00	100.00

2. 3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況 (単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	2019 年度	2020 年度
3 カ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 (I)	139	72
合 計 (J) = (H) + (I)	139	72
担 保 ・ 保 証 額 (K)	10	4
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	129	67
貸 倒 引 当 金 (M)	32	17
同 引 当 率 (N) = (M) / (L)	24.98	26.23

3. リスク管理債権の合計額 (単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2019 年度	2020 年度
(C) + (J)	2,111	1,603

- (注) 1. 「破綻先債権」(A) とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B) とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」(H) とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

- 「貸出条件緩和債権」(I) とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

●金融再生法開示債権及び金融再生法開示債権保全状況

1. 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

区 分	年 度	2019 年度	2020 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		872	747
危 険 債 権		1,099	801
要 管 理 債 権		139	72
正 常 債 権		38,937	40,380
合 計		41,049	42,002

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

2. 金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2019 年度	2020 年度
金融再生法上の不良債権 (A)		2,111	1,621
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		872	747
危 険 債 権		1,099	801
要 管 理 債 権		139	72
保 全 額 (B)		2,014	1,571
貸 倒 引 当 金 (C)		1,248	942
担 保 ・ 保 証 等 (D)		766	628
保 全 率 (B) / (A)		95.41	96.92
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D))		92.80	94.97

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計金額です。

自己資本の充実の状況等

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2019 年度	2020 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,134	6,261
うち、出資金及び資本剰余金の額	204	204
うち、利益剰余金の額	5,934	6,061
うち、外部流出予定額 (△)	4	4
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	146	82
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	146	82
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,281	6,343
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	12
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	11	0
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24	13
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,256	6,330
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	45,743	49,625
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 285	△ 285
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 285	△ 285
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	2,608	2,723
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	48,352	52,348
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.93%	12.09%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況等

● 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法

当金庫は、これまでに収益力強化による内部留保の積上げを行うことにより自己資本を充実させてまいりました。これにより2021年3月末の自己資本比率は12.09%となり、国内のみで業務を行う金融機関の基準である4%を大きく上回っていることから経営の健全性・安全性は充分保たれていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位：百万円)

区 分		2019 年度		2020 年度	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計 (A)		45,743	1,829	49,625	1,985
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		44,642	1,785	48,242	1,929
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計 (A)	現金	—	—	—	—
	ソブリン向け	357	14	397	15
	金融機関向け	16,466	658	17,467	698
	法人等向け	16,591	663	17,546	701
	中小企業等・個人向け	4,220	168	4,374	174
	抵当権付住宅ローン	515	20	477	19
	不動産取得等事業向け	45	1	2,886	115
	3ヵ月以上延滞等	413	16	230	9
	取立未済手形	1	0	1	0
	信用保証協会等による保証付	200	8	402	16
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
	出資等	1,782	71	1,841	73
	出資等のエクスポージャー	1,782	71	1,841	73
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外	4,047	161	2,617	104
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	475	19	475	19
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	506	20	506	20
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャーのに係るエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計 (A)	証券化	—	—	—	—
	STC 要件適用分	—	—	—	—
	非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		1,346	53	1,609	64
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計 (A)	ルック・スルー方式	1,346	53	1,609	64
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		△ 285	△ 11	△ 285	△ 11
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額		39	1	58	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク 相当額の合計額を 8% で除して得た額		2,608	104	2,723	108
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)		48,352	1,934	52,348	2,093

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況等

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関する事項

（１）リスク管理の方針

当金庫では、資産の自己査定を行うことにより、リスクを適切に把握・管理し、健全かつ適正な与信構造の構築に努める方針です。

管理部に資産査定課を設けると共に資産査定委員会を独立組織し、資産の健全性堅持に万全を期しております。また、審査部は営業部門から独立し、厳正な審査に努めると共に、公共性・成長性・安全性・収益性・流動性の５原則を踏まえ、融資審査基準に基づいた審査を行っております。

なお、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引に心掛け、リスクの分散に努めていますが、万一、損失が発生した場合、或いは、将来、損失の発生が予想される場合には、法令や内部規程等に基づき適切で厳格な償却・引当を実施しております。

（２）リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

保有する資産の一部（有価証券）について、以下の４社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ① 株格付投資情報センター（R&I）
- ② 株日本格付研究所（JCR）
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高					3ヵ月以上延滞 エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント及びその 他のデリバティブ以外のオフ・バ ラ ン ス 取 引	債 券				
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国	内	89,365	95,628	41,049	42,002	21,237	22,524	1,839	711
国	外	19,093	20,496	—	—	19,093	20,496	—	—
地 域 別 合 計		108,458	116,124	41,049	42,002	40,331	43,021	1,839	711
製 造 業		6,856	7,716	1,529	1,260	4,090	5,292	6	6
農 業 ・ 林 業		115	117	115	117	—	—	—	—
漁 業		0	—	0	—	—	—	—	—
建 設 業		3,935	4,064	3,585	3,714	300	300	117	84
電気、ガス、水道、熱供給業		1,504	1,504	4	4	1,500	1,500	—	—
情 報 通 信 業		3,457	4,323	209	214	3,109	3,901	—	—
運 輸 業		1,200	1,310	466	513	500	500	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業		5,068	5,044	3,098	3,274	1,900	1,700	13	12
金 融 業 ・ 保 険 業		50,862	55,246	6,804	7,608	22,015	21,518	—	—
不 動 産 業		3,797	4,479	2,291	3,272	1,506	1,206	23	22
宿 泊 業		3,629	3,150	3,629	3,150	—	—	1,601	517
飲 食 業		254	327	254	327	—	—	7	3
教育・学習支援業		59	58	59	58	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉		1,435	763	1,435	763	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		2,151	2,487	930	1,232	1,100	1,200	48	45
小 計		84,329	90,593	24,415	25,513	36,020	37,118	1,817	691
地 方 公 共 団 体		11,659	13,194	7,349	7,291	4,310	5,902	—	—
個 人		9,284	9,197	9,284	9,197	—	—	22	20
そ の 他		3,185	3,139	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		108,458	116,124	41,049	42,002	40,331	43,021	1,839	711
1 年 以 下		23,056	19,182	9,706	8,085	4,508	3,055		
1 年 超 3 年 以 下		16,479	17,052	3,751	4,108	6,527	6,444		
3 年 超 5 年 以 下		11,684	7,998	4,646	4,317	7,038	3,680		
5 年 超 7 年 以 下		8,666	11,021	4,622	5,371	4,044	5,649		
7 年 超 10 年 以 下		13,634	13,072	8,818	9,533	4,816	3,538		
10 年 超		22,618	30,975	9,221	10,323	13,396	20,651		
期間の定めのないもの		12,319	16,822	281	262	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		108,458	116,124	41,049	42,002	40,331	43,021		

- （注） 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」には、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種別に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	126	146	—	126	146
	2020年度	146	82	—	146	82
個別貸倒引当金	2019年度	1,569	1,216	403	1,165	1,216
	2020年度	1,216	925	417	799	925
合 計	2019年度	1,695	1,363	403	1,291	1,363
	2020年度	1,363	1,007	417	946	1,007

3. 貸出金償却額

(単位：千円)

2019年度	13,441
2020年度	8,958

4. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業・林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	47	40	40	38	10	8	36	31	40	38	1	7
電気、ガス、水道、 熱 供 給 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	10	56	56	58	3	0	6	55	56	58	1	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	110	21	21	28	92	4	18	17	21	28	—	—
宿 泊 業	1,370	1,066	1,066	772	285	398	1,084	668	1,066	772	0	—
飲 食 業	10	2	2	—	8	2	2	—	2	—	9	1
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	18	27	27	25	2	2	15	24	27	25	—	—
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	—
合 計	1,569	1,216	1,216	925	403	417	1,165	799	1,216	925	13	8

(注) 1. 当金庫は、国内に限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

5. リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	16,163	—	17,692
10 %	1,670	2,707	1,070	4,668
20 %	13,093	25,211	14,097	27,515
35 %	—	1,508	—	1,396
50 %	18,940	1,756	18,820	666
75 %	—	2,997	—	2,981
100 %	9,930	13,919	12,129	14,055
150 %	—	69	—	39
250 %	—	190	500	190
1,250 %	—	—	—	—
その他	300	—	300	—
合計	108,458		116,124	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(1) 適格金融資産担保

定期性預金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

お客様から担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めています。

(2) 貸出金と自金庫預金との相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は定期性預金とし、信用リスク削減額については、満期日が貸出金の期限を超える預金について相殺しています。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び（一社）しんきん保証基金が保証している保証債権（保証されている部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,045	1,045	5,864	5,864	—	—

- (注) 適格金融資産担保については簡便手法を用いています。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

● 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、経営体力や管理能力等に見合った株式等の運用に心掛け、リスク管理の徹底により適正な収益を確保する方針です。

株式等については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に被るリスク（価格変動リスク）を伴いますが、保有する株式等については銘柄ごとに定期的に評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には内部規定に基づき適切に処理することとしています。また、価格変動リスクについてはその他のリスクと共に ALM 委員会への報告事項としています。

1. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2019 年度		2020 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,834	1,834	2,260	2,260
非上場株式等	698	698	695	695
合 計	2,532	2,532	2,956	2,956

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上場株式等には、信金中央金庫の優先出資証券が含まれております。
3. 非上場株式等には、信金中金出資金及びその他出資金が含まれております。

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
売 却 益	391	324
売 却 損	78	78
償 却	—	1

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
評 価 損 益	△ 246	192

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2019 年度	2020 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,894	3,099
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本の充実の状況等

● 金利リスクに関する事項

銀行勘定の金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book ※）については、毎月末を基準日として月次でIRRBBを計測しており、金利変化時の影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、ALM委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っております。（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

(2) リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来のキャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金（当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金）の満期の認識や、固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の期限前解約の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。当金庫は内部モデルの使用はありませんが、それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

①流動性預金の満期の認識

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。流動性預金のうち、現残高の半分を上限とし、5年後までに滞留すると見込まれる金額をコア預金（最長5年、平均期間2.5年）と認識しています。流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年、最長の金利改定満期は5年の取引として金利リスクを計測しています。

②固定金利貸出の期限前返済や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

③複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(3) 金利リスク

表IRRBB1は、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動額（ Δ EVE）及び金利収益変動（ Δ NII）を示しております。パーゼル規制第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）として、過度に金利リスクを取っている銀行を抽出するための「重要性テスト」があります。これは金融庁指定のシナリオに基づく Δ EVEの自己資本の額に対する比率を算定し、金融庁が結果をモニタリングするものです。当金庫の2021年3月末の Δ EVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定シナリオのうち上方パラレルシフトの Δ EVEが最大値となります。「重要性テスト」の結果は、監督上の基準値である20%に対し、現在超過している状態となっておりますが、自己資本の額6,330百万円に対し最大リスク量は3,758百万円と余裕を確保していると考えられます。また、運用ポジションの変更や市場環境の変化を主要因に前事業年度末より最大リスク量は減少しております。

Δ NIIについては、金利上昇シナリオにおいて351百万円、金利低下シナリオにおいて56百万円それぞれ金利収益が減少する結果となります。

なお、計測対象、各計数の定義及び計算前提は以下のとおりです。

計測対象

当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えと考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（銀行の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響等を考慮しています。

各計数の定義及び計算前提

・ Δ EVE

金利ショックに対する現在価（EVE：Economic Value of Equity）の減少額（現在価値が減少する場合を正で表示しています。）

・ Δ NII

算出基準日から12ヶ月を経過する日までの金利収益（NII：Net Interest Income）の減少額（収益が減少する場合を正で表示し、増加する場合に負で表示しています。）

自己資本の充実の状況等

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		2020 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度
1	上方パラレルシフト	3,758	3,274	351	288
2	下方パラレルシフト	0	0	56	27
3	スティープ化	2,639	2,394		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,758	3,274	351	288
		ホ		ヘ	
		2020 年度		2019 年度	
8	自己資本の額	6,330		6,256	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

報酬体系

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	47

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」47百万円となっております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和2年度において対象役員が受け取り報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

令和3年6月22日開催の第73回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、興亜監査法人（公認会計士松村 隆氏、公認会計士芝 康治氏）の監査を受けております。

● 会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月19日

新井信用金庫理事会 御中

興 亜 監 査 法 人 指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 村 隆 ⑩
東京都市千代田区 業務執行社員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 芝 康 治 ⑩
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新井信用金庫の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第73期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と

なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新井信用金庫の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第73期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

● 監事会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

令和3年6月2日

新井信用金庫

理事長 鴨井文夫 殿

新井信用金庫 常勤監事 中村 章 ㊟

監事 田地野 庄一郎 ㊟

監事 尾島 弘恵 ㊟

私達監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第73期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を

「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

一 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 以上

（注）監事 田地野庄一郎は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

● 確認書

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和3年6月22日

新井信用金庫

理事長 鴨井文夫

地域密着型金融推進計画の進捗状況

● 地域密着型金融の取組みについて（令和2年4月～令和3年3月）

令和2年度の地域密着型金融の取組みにおいては、「1.. 個々の課題に応じた取引企業の支援強化」「2. 事業性評価によるタイムリーな資金供給」「3. 外部支援機関との連携」等の推進に、引き続き積極的に取り組んでまいりました。

具体的な取組み内容

1. 個々の課題に応じた取引企業の支援強化

・経営改善支援

地域の発展には、地元の中小企業が健全に存続し発展していくことが重要であり、信用金庫は地元の繁栄、地域中小企業の発展について、使命共同体として役割を果たしていくことが必要であります。

企業の経営改善支援にあたっては、決算書、試算表などの表面的な計数のみで判断することなく、企業の技術力や営業力、成長性、経営者の経営能力や人間性業況等を勘案した上で、勘定科目の中身を把握し、取引先個々の課題や問題点を洗い出し、その上で取引先経営者とともに、事業改善計画、収支計画を策定し、将来に亘り継続安定したキャッシュフローが確保できるよう、経営者と一体になり経営改善に取り組んでおります。令和2年度は、重点支援先62先を選定し、金融円滑化対象先も含めてP.D.C.Aサイクルにより経営改善を行いました。令和2年度は、コロナ禍による売上不振業者も多くあり、思うように改善計画が進捗しませんでした。今後ともモニタリングの徹底を図り企業実態の把握に努め、継続的にきめ細かな指導にあたり、柔軟な姿勢で条件緩和等を含めたサポートに取り組んでまいります。

・事業再生支援

地域が安定して継続していくには、地域経済を支える中小企業の事業再生が不可欠であります。そのために、取引先の資源生産性の向上、新たな付加価値の創出のため、事業再生支援に取り組んでおります。今後も、地元企業の存続を図るため、企業実態の把握に努め、対象企業に適した手法を用い、企業再生支援に取り組んでまいります。

2. 事業性評価によるタイムリーな資金供給

顧客への訪問活動により、取引先とのコミュニケーションを図り、財務諸表にとらわれない企業実態を把握し、きめ細かい事業性評価による与信判断に努めております。また令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による人流の制限がある中、宿泊業、飲食業を中心に多くの事業所で大きく売上が減少しました。そういった事業所に「新型コロナウイルス感染症対応資金」を中心に、タイムリーな資金供給のための資金繰り支援を積極的に取り組みました。

3. 外部支援機関との連携

当地域では、依然として人口減少や事業承継問題で厳しい状況が続いております。地元企業の付加価値を高め、安定して事業が継続されるよう、よろず支援拠点、雪国マルシェ、雪国商店、ミラサポ人材派遣、M&Aセンター、新潟県事業引継ぎセンター等外部支援機関の積極的な活用により、事業所の課題である財務内容の改善、販路拡大、人材の確保、事業承継、M&A等に事業所と課題を共有し、共に各課題の解決を図ってまいります。また、日本政策金融公庫、地公体、商工会議所・商工会等各種団体との連携により、協調融資や各種経営支援に取り組んでまいります。

地域金融円滑化の取組み

■ 地域金融円滑化のための基本方針

新井信用金庫は、平成 25 年 3 月末に金融円滑化法の期限が到来しましたが、その後も対応方針に何ら変わりなく、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化の実施に向けた管理態勢

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、金融円滑化に係る管理方針、管理規定を定めて以下の態勢のとおりとしております。

- ① お客様の新規融資や条件変更等のお申込みに対しては、お客様の経営実態等を踏まえて、適正な審査を行ってまいります。
- ② お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関する適切な支援を行ってまいります。
- ③ お客様との与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）のご相談・お申込みに対し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行ってまいります。
- ④ お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施してまいります。
- ⑤ お客様の事業価値を見極め、金融円滑化の取組みを実効的に進めるため、職員の目利き力向上に努めてまいります。
- ⑥ 金融円滑化の取組みに対し適切な対応を図るために必要な施策を適切に行ってまいります。
- ⑦ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた適切な対応を図ってまいります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2020 年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は 1,427 件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合は 33.2%、保証契約を解除した件数は 1 件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立要件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）は 0 件です。

総代会制度

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係がなく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

2. 総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
。総代の任期は3年です。 。総代の定数は90人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- (2) 総代の選任方法
総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次により選任されます。
①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。 ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

3. 総代候補者選考基準

- ①資格要件。当金庫の会員であること
- ②適格要件。総代としてふさわしい見識を有している人 。良識をもって正しい判断ができる人 。人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解し、金庫経営ならびに事業発展に協力的な人 。その他総代選考委員が適格と認めた人

4. 第73期 通常総代会の決議及び報告事項

第73期定時総代会（令和3年6月22日）において、次の事項が付議されました。

第1号議案 第73期（令和2年度）業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件

第2号議案 剰余金処分案承認の件：原案通り承認されました。

第3号議案 会員除名の件：原案通り承認されました。

第4号議案 総代候補者選考委員選任の件：原案通り承認されました。

第5号議案 理事・監事全員任期満了につき選任の件：原案通り承認されました。

第6号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件：原案通り承認されました。

5. 総代の氏名：(注)丸数字は総代の就任回数

選任区域	人数	氏 名					
1区	8名	河野正一郎⑤	建入 英一⑤	羽鳥 雄一①	矢崎 賢一②	嶺村 康弘④	雲田 俊夫②
		古川 正人①	横尾 良一①				
2区	8名	和田 光司⑤	滝坂 康史③	尾崎 智也①	岡田 巖⑧	太田 恵久③	田中 義之②
		山本 一久⑨	池田 哲郎⑦				
3区	11名	西脇 治雄⑧	山田 隆司①	池田 和資①	須崎 正彦③	中田 清一③	和田 知成⑥
		堀 俊幸⑫	樗沢 範明⑤	堀 秀隆⑨	関 彰①	長谷川 寛②	
4区	8名	堀内 勉⑩	太田 憲一⑥	古川 重成⑤	石曾根公二⑤	炭田 秀昭⑫	相羽 周平①
		大野 正信⑥	東條 邦昭⑮				
5区	20名	中多 俊一⑥	樗沢 秀久④	長崎 謙一①	浜田 恭次⑥	木田 勝朗⑤	川上 一郎③
		望月 利一②	清水 直春①	古川 昭一①	石田宇一郎⑮	野本 和博⑭	荒井金之助⑬
		山川 久隆⑪	武 和男⑥	竹田 宗一③	加藤 正浩②	丸山 善宏②	関根 正明③
		村越 恵子①	北村 裕之①				
6区	13名	陸川 一郎⑥	小嶋 靖夫⑥	早津 三郎③	桐山 明洋③	竹内 靖彦①	古川由美子①
		山岸 正勇⑪	島田 俊夫⑩	小川 正雄⑥	木村 孝貴⑤	宮下 恒一③	富村 静一⑤
		倉井 直人①					
7区	21名	山川 関夫⑩	小林 修一⑨	小林 清一⑧	池田 昭雄⑥	関 郁雄④	佐藤 義博③
		若月 新一②	川久保 守①	中田 正⑤	猪又 史博⑦	風間世志夫③	大島 久利③
		小竹 征紀①	関間 厚⑪	大島 堅一⑨	古江 和夫⑥	横田 正雄⑤	水澤 俊彦②
		小林 秀和①	小山 隆一①	山本 篤①			

6. 総代属性等別構成比

職業別：法人・法人代表者80%、個人事業主13%、個人7%

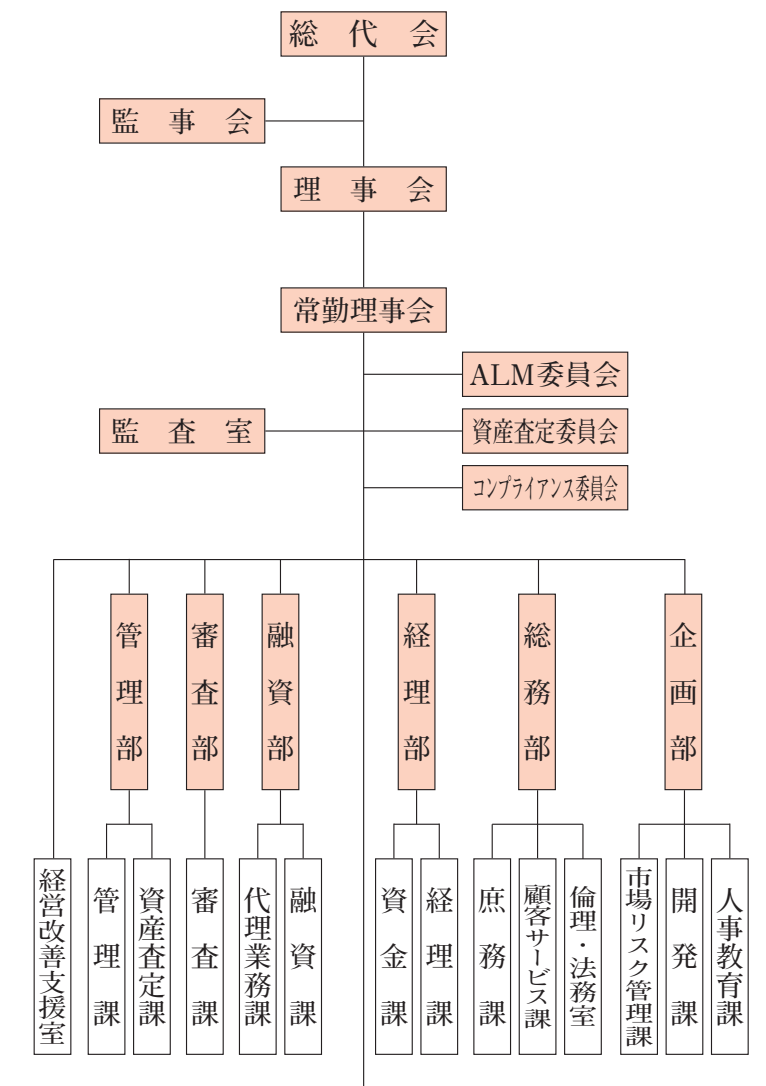
年代別：70歳代以上43%、60歳代33%、50歳代22%、40歳代2%

業種別：建設業33%、小売業23%、サービス業18%、製造業12%、卸売業5%、飲食業1%、不動産業1%

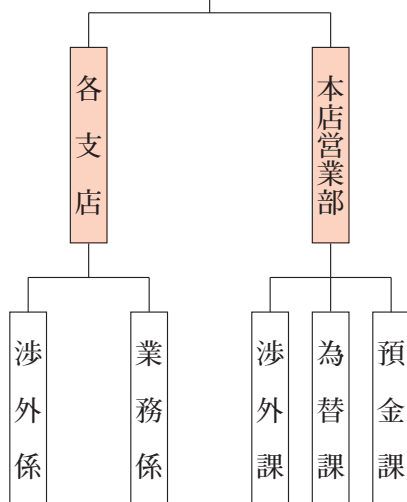
(注)業種別の構成比は、法人・法人代表者及び個人事業主に限る

組織図・役員

■本部



■営業店



■役員

会長	横丸	山部	孝利	雄之
理事長	阿池	田橋	直	樹
常務理事	高清水	浩		信
常勤理事	大嶋	文		明
常勤理事	橋詰	誠		裕
理事	中村			夫
理事	田地			一
常勤監事	野庄			章
監事	尾島			郎
監事				弘
監事				恵

※上記の役員のうち

職員外理事

大嶋文夫、橋詰誠一

員外監事

田地野庄一郎

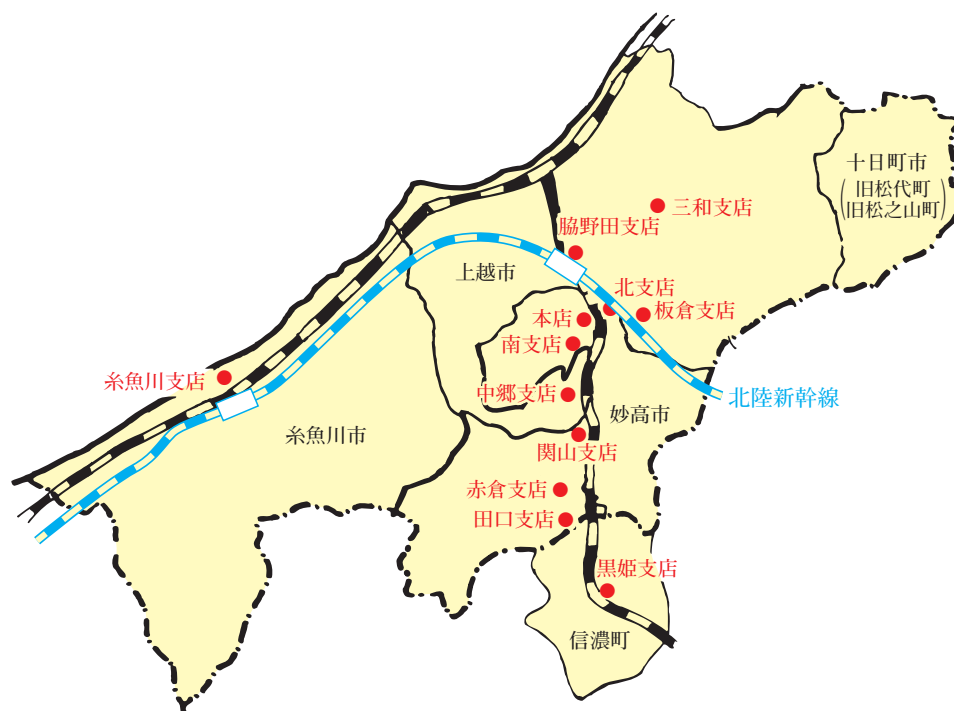
■会計監査人

興亜監査法人（令和3年6月末現在）



昭和23年	市街地信用組合法による信用組合設立	16年	リレーションシップバンキング機能強化計画実施
25年	協同組合法による信用協同組合の事業開始		印鑑照会システムの導入
27年	信用金庫法による信用金庫となる	17年	毎週日曜日ローン相談室を開設
28年	田口支店開設	18年	雪害特別無担保ローン取扱開始、保証協会と提携した 会員向け商品「アローズ」取扱開始、県内統一商品「し んきんキャッスル」取扱開始、少雪対策特別資金取扱 開始、COMサーバー入替
33年	総預金量 2 億円、会員数 2,178 名	19年	退職者向け「グッドライフプラン」発売
39年	赤倉出張所開設、42年支店に昇格		カードローン「スマイル」取扱開始
40年	長野県信濃町営業地区認可	20年	創立 60 周年記念事業実施
43年	総預金量44億円、会員数 4,155 名		(1)妙高市へ障害者相談員支援車輛 1 台寄贈
	創立20周年 本店新築落成		(2)妙高市社会福祉協議会へケアマネジメント 車輛 2 台寄贈
44年	上越市、糸魚川市、東頸城、西頸城営業認可		(3)妙高市障害者施設に大型 TV 寄贈
46年	黒姫支店開設		(4)妙高市、上越市、糸魚川市、信濃町に緑化 事業を支援
49年	糸魚川支店開設		(5)商工会議所商工会へ「プレミアム商品券」 の協力金を支援
50年	第一次オンライン開始	21年	「エコアクション21」認証取得、定期積金「チ ャレンジ21」キャンペーン契約額48億円達成、 中小企業金融円滑化のため取組実施
53年	創立30周年記念事業実施	22年	豪雪対策特別資金、雪害無担保ローン取扱開始、地震 対策特別資金、災害復旧無担保ローン取扱開始
	青少年図書充実基金として1,000万円寄付	23年	除雪機ローン取扱、雪害対策相談窓口設置し、 雪害対策特別資金取扱、雪害無担保ローン取扱
	総預金量218億円、会員数5,592名	24年	総預金量 1,000 億円達成、改組 60 周年記念定 期預金、記念新活用ローン発売、でんさいネッ トの取扱開始、通帳記帳相互開放、経営改新 等支援機関に認定
55年	脇野田支店開設	25年	市場リスク管理課を新設
57年	中郷支店開設		創立 65 周年記念、エコ定期預金・エコ定期 積金・特活用ローン発売
58年	日本銀行取引開始、第二次オンライン開始		NISA（少額投資非課税制度）口座の取扱開始
	青少年図書充実基金に1,000万円追加寄付	26年	「チャレンジ 21 定期預金・定期積金」発売
59年	国債窓販取扱開始		新井商工会議所・妙高商工会・妙高高原商工 会と「創業・新事業支援」の覚書を締結
	南支店開設		「北陸新幹線・えちごトキめき鉄道開業」の 記念定期発売
61年	松下電子新井工場に店外CD設置	27年	妙高市と「地方創生に向けた包括提携」と「妙高 市における見守り活動」の2分野で協定を締結
63年	関山支店開設、総預金量456億円、会員数6,778名		日本政策金融公庫と農業分野支援のためCDS（信 用補完制度）に関する基本契約を締結
平成元年	第三次オンライン開始	28年	妙高市、新井商工会議所など 6 団体の連携に よる「妙高市創業支援セミナー」に参画
	新井ショッピングモール共同店外CD設置		「はねうま定期預金」「相続定期預金」発売
	定期積金「チャレンジ21」キャンペーン契約額 40億円達成	29年	新商品「フリーローン（しんきん保証基金保証付 き）」の取扱開始、6 団体連携による「創業支援・ 異業種交流懇談会」を開催、特別融資「企業成長 支援資金」取扱開始、「夢わくわく定期積金」発売
平成 2 年	ATM・CD稼働時間（平日）延長 8:45～19:00	30年	70 周年記念特別定期預金「絆」、70 周年記念 特別定期預金「エコ定期積金」発売、「70 周 年記念特別資金」取扱開始
	サンデーバンキング開始（本店）		総預金量 1,058 億円、会員数 7,516 人
3 年	新井しんきんビジネスクラブ発足	令和元年	特別融資「令和地域創生支援資金」の取扱開始、 定期積金「チャレンジ 21」を発売
	板倉支店開設、両替商開始、年金相談室開始		総預金量 1,060 億、会員数 7,515 人
4 年	ATMによる振込・振替サービス開始	令和 2 年	「SDGs宣言」を致しました
5 年	北支店開設		
6 年	夢付き懸賞金付定期預金「よろこび」発売		
7 年	中頸城郡三和村、頸城村、大潟町営業地区認可		
	7.11水害緊急対策特別融資実施		
	年金受給者金利 1 % 上乗せ優遇定期「ふくふく」発売		
	ATM・CD稼働時間（平日）8:00～20:00延長		
8 年	本店にエレベーター設置		
	ATM・CD祝日稼働開始		
9 年	ATM下町出張所開設		
	懸賞品付定期積金「夢わくわく」発売		
10年	創立50周年記念事業実施		
	(1)新井頸南行政組合にヘルパー車 9 台寄贈		
	(2)みなかみの里へ福祉車 1 台寄贈		
	三和支店開設、総預金量763億円、会員数7,355名		
11年	テレホンバンキング、休日ローン相談開始		
12年	公認会計士による監査制度を導入		
	ホームページの立ち上げ、ネットバンキング開始		
13年	保険窓販開始		
	A T M稼働時間（平日）7：00～23：00延長		
14年	生命保険窓販開始		
	新潟産業創造ファンドに出資		
15年	リレーションシップバンキング機能強化計画 作成・実施		
	2月 IY バンクとの ATM 提携		

■営業地域のご案内



■ATM 設置状況

店 内	本店・南支店・北支店 2 台, 各支店 1 台		計 15 台
店 外	新井ショッピングモールコア共同出張所	1 台	計 3 台
	本店営業部下町出張所	2 台	

※ATM稼動時間【平日】AM7:00～PM9:00【土・日・祝日】AM8:00～PM7:00

■店舗のご案内

本 店	新潟県妙高市栄町 2 - 3	☎ 0255 (72) 3101
田 口 支 店	新潟県妙高市大字関川 8 - 2	☎ 0255 (86) 3151
赤 倉 支 店	新潟県妙高市大字赤倉 448	☎ 0255 (87) 2223
黒 姫 支 店	長野県上水内郡信濃町大字柏原 74 - 1	☎ 026 (255) 2578
糸魚川支店	新潟県糸魚川市寺町 3 丁目 9 番 7 号	☎ 025 (552) 5566
脇野田支店	新潟県上越市大和 1 丁目 7 番 9 号	☎ 025 (522) 1160
中 郷 支 店	新潟県上越市中郷区板橋 466 - 1	☎ 0255 (74) 3201
南 支 店	新潟県妙高市学校町 3 番 25 号	☎ 0255 (72) 5128
関 山 支 店	新潟県妙高市大字関山 1673 - 24	☎ 0255 (82) 2200
板 倉 支 店	新潟県上越市板倉区針 794	☎ 0255 (78) 3321
北 支 店	新潟県妙高市柳井田町 2 丁目 8 番 26 号	☎ 0255 (72) 7770
三 和 支 店	新潟県上越市三和区番町 1713 - 2	☎ 025 (532) 4530

当金庫のホームページアドレス

<http://www.shinkin.co.jp/arai>

信用金庫の「中央金融機関」のご紹介

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



機能

地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、E S G 投融資等を推進しています。

概要（2021年3月末現在）

証券コード	8421（東証上場）
資金量	35兆円
役職員数	1,248人
拠点数	国内 14店舗 海外 6拠点



信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目

このディスクロージャー資料は、信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに記載しております。

1 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	41
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	41
(3) 事務所の名称及び所在地	43
2 金庫の主要な事業の内容	9・10・11
3 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	2・12
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	13
② 経常利益又は経常損失	13
③ 当期純利益又は当期純損失	13
④ 出資総額及び出資総口数	13
⑤ 純資産額	13
⑥ 総資産額	13
⑦ 預金積金残高	13
⑧ 貸出金残高	13
⑨ 有価証券残高	13
⑩ 単体自己資本比率	13
⑪ 出資に対する配当金	13
⑫ 職員数	13
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア 業務粗利益及び業務粗利益率	17
イ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	17
ウ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	17・18
エ 受取利息及び支払利息の増減	18
オ 総資産経常利益率	18
カ 総資産当期純利益率	18
② 預金に関する指標	
ア 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他預金の平均残高	14
イ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	14
③ 貸出金等に関する指標	
ア 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	15
イ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	15
ウ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	15
エ 用途別の貸出金残高	15
オ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	16
カ 預貸率の期末値及び期中平均値	16
④ 有価証券に関する指標	
ア 商品有価証券の種類別の平均残高	19
イ 有価証券の種類別の残存期間別の残高・種類別の平均残高	19・20
ウ 預証率の期末値及び期中平均値	19
4 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	4
(2) 法令遵守の体制	4
(3) 金融ADR制度への対応	5
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金 処分計算書又は損失金処理計算書	21・22・23・24・25・26・27
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
。リスク管理債権	
① 破綻先債権に該当する貸出金	28
② 延滞債権に該当する貸出金	28
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	28
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	28
。金融再生法開示債権	
① 金融再生法開示債権	29
② 金融再生法開示債権保全状況	29
(3) 自己資本の充実の状況等	
① 自己資本調達手段の概要	30
② 自己資本の構成に関する事項	30
③ 自己資本の充実度に関する事項	31
④ 信用リスクに関する事項	31・32・33・34
⑤ 信用リスク削減手法に関する事項	34
⑥ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	35
⑦ 証券化エクスポージャーに関する事項	35
⑧ 出資等エクスポージャーに関する事項	35・36
⑨ 銀行勘定における金利リスクに関する事項	36
⑩ オペレーショナル・リスクに関する事項	36
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	
ア 売買目的有価証券	該当なし
イ 満期保有目的の債券	20
ウ その他有価証券	20
エ 子会社、子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの	該当なし
オ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	20
② 金銭の信託	19
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引 デリバティブ取引	
ア 金利関連取引	該当なし
イ 通貨関連取引	該当なし
ウ 株式関連取引	該当なし
エ 債券関連取引	該当なし
オ 商品関連取引	該当なし
カ クレジットデリバティブ取引	該当なし
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	33
(6) 貸出金償却の額	33
6 報酬体系について	36
7 会計監査人及び監事会の監査の報告	37

子会社及び関連会社等はありません。
国際業務部門は取り扱っておりません。



新井信用金庫

〒944-8601 妙高市栄町2番3号